

公共下水道

新たに30ha供用開始

市の公共下水道は、七年四月一日から新たに東台六丁目、美園町、根下戸町など三十六ヶ所（対象人口九百七十五人、戸数三百六十戸）の地域で供用開始となる予定です。昭和六十二年度に事業着手以来、平成六年度末（見込み）まで工事費は約四十九億円、下水道処理区は二百十二ヶ所（対象人口八千四百三十人、戸数三千百十戸）となります。事業認可区域四百十六ヶ所に対する進み具合は五一%で、下水道普及率は一二%。七年一月現在の水洗化率は約五〇%（二千七百五十戸のうち一千三百六十一戸が水洗化）です。

汚水の種類	基本使用料 (10m ³ まで)	従量使用料(1m ³ につき)			
		10m ³ を超える 20m ³ までの分	20m ³ を超える 50m ³ までの分	50m ³ を超える 100m ³ までの分	100m ³ を超える 分
一般汚水	1,200円	130円	140円	160円	180円
公衆浴場汚水	1,200円		90円		

下水道使用料の計算例

—1ヶ月の上水道使用料が24m ³ の場合—	
基本使用料(10m ³ まで)	1,200円
従量使用料(11m ³ ～20m ³) (21m ³ ～24m ³)	1,300円 560円
計	3,060円
消費税(3,060円×3%)	91円
合計金額(下水道使用料)	3,151円

排水設備工事は、専門的な知識と技術が必要なため、市が指定した「排水設備工事指定店」でなければできないことになっています。市では、不当に高い見積りを出していいかを事前にチェックし、工事完了後は設置基準に合っているかどうかを検査します。なお工事指定店では、市へ提出する書類の作成、届け出などの手続きもしてくれますから気軽にご相談ください。

融資あつせんも3年以内

市では、排水設備工事でかかる皆さんの負担をなるべく少なくするため、工事に必要な資金を市内の金融機関から無利子で借りられるよう融資あつせん制度を設けています。限度額は五十万円、五十カ月以内の返済期間でのご希望の場合は工事申し込みの際に工事指定店へお申し込みください。

期限は3年以内です

四月から供用開始となるのは、東台六丁目・七丁目、字一本杉、美園町、城西町、住吉町、根下戸町の各一部です。供用が始まった区域の皆さん（受益者）には受益者負担金の納付と下水道を使うための排水設備工事（水洗化工事）をしてもらい、使用してからは毎月下水道使用料を納めてもらうことになりますが、特に排水設備工事は供用開始後三年以内に実施しなければなりません。できるだけ早く工事を済ませるようご協力をお願いします。

工事は市の指定店へ

事情があつて三年以内に工事ができない人は下水道課へご相談ください。

疑問あれこれ 下水道Q&A

Q 「受益者負担金」って何？

A 下水道が整備されると、未整備の所と比較して生活環境は格段に良くなります。そこで、下水道整備によって利益を受ける人（土地所有者・権利者）に建設費の一部を負担していただきます。負担額は宅地一平方メートル当たり四百二十円で、一括納付（一五%割引）か五年分割で納めています。

Q 水洗化工事を指定店に依頼しましたがなかなか来てくれません。市で指導してもらえないでしょうか？

A 工事指定店への説明会を毎年開催